

## 口蹄疫等発生時における対応要領の制定について

平成28年3月8日

道本備第4338号

(各部合同)

/ 警察本部各部、所属の長 / 警察本部長 / 各方面本部長 / 各警察署長 / 宛て  
北海道警察における口蹄疫等発生時における対応要領については、これまで「口蹄疫発生時における対応要領」の制定について(平23.1.21道本備第139号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「口蹄疫等発生時における対応要領」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

### 記

#### 改正の趣旨及び概要

平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫や西日本で発生した高病原性鳥インフルエンザでは、多数の家畜が殺処分されるなど、国内の畜産業に多大な被害をもたらしたことから、家畜伝染病の発生の予防、迅速・的確な初動対応等に重点を置いて家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が改正された。

これに伴い、対応要領と関係する部分の見直しを行い、必要な箇所の改正を図ることとしたほか、道内の農場において、家畜に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、知事部局は、政府が定める「防疫指針」に基づき、口蹄疫が発生した場合と同様の防疫措置を講ずることから、北海道警察においても口蹄疫発生時に準じた実施体制を確立し、支援活動を実施することとした。

#### 別添

### 口蹄疫等発生時における対応要領

#### 第1 目的

本要領は、道内において口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ(以下「口蹄疫等」という。)が発生し、知事部局から防疫措置(家畜に口蹄疫等が発生した場合において、感染の拡大を防止するために知事部局を始めとした関係機関が実施する家畜の殺処分、農場等の消毒その他の措置をいう。)に関する支援要請(以下「支援要請」という。)を受けた場合、北海道警察各部門が連携して関係機関に積極的な支援活動を実施し、防疫対策の推進に寄与するとともに、口蹄疫等の発生に起因する各種事象等に的確に対処することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

本要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによるものとする。

##### 1 口蹄疫

口蹄疫は、偶蹄類の家畜(牛、豚、山羊等)及び野生動物(鹿、猪等)が罹患する越境性動物伝染病で、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、国内の畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うお

それがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

## 2 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが原因で鳥類が罹患する越境性動物伝染病で、その病原体の伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国内の鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、国際的にも高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

## 第3 知事部局が行う防疫措置の概要

道内で口蹄疫等が発生した場合、知事部局は、家畜伝染病予防法、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年11月20日農林水産大臣公表)、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年9月9日農林水産大臣公表)等に基づき、次のような防疫措置を講ずることとしている。

### 1 発生農場等周辺の通行制限又は遮断

口蹄疫等の発生の確認後、速やかに発生農場周辺の通行を制限又は遮断(以下「通行制限等」という。)する。

### 2 発生農場等における家畜の殺処分

原則として、全ての家畜は、病性決定後24時間以内に殺処分する。

### 3 死体の処理

原則として、殺処分した家畜の死体は、病性決定後72時間以内に焼却又は埋却する。

### 4 汚染物品の処理及び農場等の消毒

汚染物品(生乳、卵、敷料、飼料、精液、排せつ物等)を焼却又は埋却するとともに、殺処分終了後に農場等を消毒する。

### 5 移動制限区域及び搬出制限区域の設定等

移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)を設定する。

制限区域は、防疫措置の完了後に実施する検査で清浄性が確認された後に解除する(口蹄疫は、原則として、防疫措置の完了後21日が経過し、検査で清浄性が確認された後に制限区域を解除する。高病原性鳥インフルエンザは、原則として、防疫措置の完了後10日が経過し、検査で清浄性が確認された後に搬出制限区域を解除し、原則として、防疫措置の完了後21日が経過し、検査で清浄性が確認された後に移動制限区域を解除する。)

#### (1) 移動制限区域

発生農場等を中心に、原則として、口蹄疫では半径10キロメートル以内、高病原性鳥インフルエンザでは半径3キロメートル以内の区域を家畜・家畜の死体・汚染物品(以下「家畜等」という。)の移動を禁止する区域として設定する。

#### (2) 搬出制限区域

発生農場等を中心に、原則として、口蹄疫では半径20キロメートル以内、高病原性鳥インフルエンザでは半径10キロメートル以内の区域を当該区域からの家畜等の搬出を禁止する区域として設定する。

### 6 消毒ポイントの設置及び車両消毒等

発生農場周辺及び制限区域外への感染拡大を防止するため、発生農場周辺及び制限

区域の境界等に消毒ポイントを設置し、制限区域内を走行した車両を消毒する。

#### 第4 平素における措置

##### 1 協力体制の確立

警察本部長、方面本部長及び警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、関係機関から口蹄疫等の発生に関する情報を迅速・的確に把握するため、平素から関係機関との協力関係を構築し、連絡体制を整備しておくものとする。

[生活経済課・警備課]

##### 2 休日等における連絡体制の確立

警察本部長等は、休日・夜間における窓口担当課、連絡担当者、連絡手段等を明確にしておくものとする。

休日等の当直員は、口蹄疫等の発生に関する情報を入手したときは、連絡担当者に速やかに連絡するものとする。

[警備課]

##### 3 装備資機材の整備等

口蹄疫等が道内において発生した場合、支援要請に基づいて行われる支援活動は、知事部局から支給される防疫資機材を活用することから、警察本部長等は、防疫資機材の受渡し方法等について知事部局との調整を図るものとする。

また、知事部局から防疫資機材の支給が困難となった場合は、当面新型インフルエンザ用装備資機材を代用することとし、その配備状況を把握するなど適正管理に努めるものとする。

[警備課]

##### 4 教養の実施

警察本部長等は、支援要請を受けた場合に、支援活動を迅速かつ的確に実施できるよう支援要請受理時の対応要領、支援活動の実施要領等について職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るものとする。

[警備課]

##### 5 連絡室の設置

警察本部長は、口蹄疫等の発生に関する事前情報を入手した場合は、警察本部に係る部門からなる警察本部口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策連絡室（以下「本部連絡室」という。）を設置し、必要な支援活動等についての協議を行うものとする。

[関係各課]

#### 第5 口蹄疫等の道内発生時における措置

##### 1 支援要請の受理

支援要請については警備部門を連絡窓口とし、地域部門、交通部門と連携して知事部局による消毒ポイントの設置過程に参画し、警察官の配置の必要性を踏まえて受理するものとする。

[警備課]

##### 2 実施体制の確立

###### (1) 対策本部等の設置

###### ア 北海道警察口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部等の設置

###### (ア) 北海道警察口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策室の設置

警察本部長は、口蹄疫等が札幌方面管内で発生し、支援要請を受けた場合は、警察本部に警備部長を長とする北海道警察口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策室（以下「道警察対策室」という。）を設置するものとする。[関係各課]

(1) 北海道警察口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部の設置

警察本部長は、道内で発生した口蹄疫等の被害が深刻であり、総合的な諸対策を実施する必要があると認めた場合は、警察本部に警察本部長を長とする北海道警察口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部（以下「道警察対策本部」という。）を設置するものとする。 [関係各課]

イ 方面口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部等の設置

(ア) 方面口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策室の設置

方面本部長は、口蹄疫等が方面本部管内で発生し、支援要請を受けた場合は、方面本部に当該方面本部の参事官兼警務課長を長とする方面口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策室（以下「方面対策室」という。）を設置するものとする。 [関係各課]

(イ) 方面口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部の設置

方面本部長は、口蹄疫等の被害が深刻であり、総合的な諸対策を実施する必要があると認めた場合は、方面本部長を長とする方面口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部（以下「方面対策本部」という。）を設置するものとする。 [関係各課]

ウ 警察署口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部の設置

警察署長は、口蹄疫等が当該警察署の管内で発生した場合には、警察署長を長とする警察署口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部（以下「警察署対策本部」という。）を設置し、諸対策の指揮に当たるものとする。

[関係各課]

(2) 対策本部等の組織

ア 道警察対策本部の組織、編成及び任務は別表第1、道警察対策室の組織、編成及び任務は別表第2、本部連絡室の編成及び任務は別表第3のとおりとする。

イ 方面対策本部及び方面対策室の組織、編成及び任務は、道警察対策本部及び道警察対策室に準じて方面本部長が別に定めるものとする。

ウ 警察署対策本部の組織、編成及び任務は、警察署長が別に定めるものとする。

(3) 対策本部等要員の指定

各対策本部等の要員が編成される所属長は、当該対策本部等の編成に基づき、所属職員の中から対策本部等の要員を指定しておくものとする。

3 具体的な警察措置

(1) 発生状況等の集約

警察本部長等は、関係機関との連携を密にし、口蹄疫等の発生状況等を段階的に集約するものとする。 [警備課]

(2) 支援要請に基づく警戒活動等

ア 道内で口蹄疫等が発生した場合、知事部局は、家畜伝染病予防法等に基づき、速やかに第3の1の事項に定める通行制限等を行うことから、警察本部長等は、通行制限等が安全かつ円滑に行われるよう発生農場周辺の規制箇所において必要に応じた交通規制及び警戒活動を行う。 [地域企画課・交通規制課・警備課]

イ 道内で口蹄疫等が発生した場合、知事部局は、家畜伝染病予防法等に基づき、

第3の5の事項に定める移動・搬出制限及び第3の6の事項に定める車両消毒を行うことから、警察本部長等は、移動・搬出制限及び車両消毒が安全かつ円滑に行われるよう制限区域及び消毒ポイントにおいて必要に応じた警戒活動、交通誘導を行う。 [ 地域企画課・交通規制課・警備課 ]

(3) その他の警察活動

ア 広報啓発活動の推進

警察本部長等は、口蹄疫等の発生に乗じて予想される各種犯罪を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するものとする。 [ 広報課・関係各課 ]

イ 防疫措置実施地域周辺における交通規制等

警察本部長等は、防疫措置実施地域周辺における交通渋滞等の事象が発生した場合で、交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するために必要があると認められるときは、交通情報を収集するとともに必要な交通規制を実施するものとする。

また、交通渋滞を解消する必要があるときは交通広報を実施するものとする。

[ 交通企画課・交通規制課 ]

ウ 口蹄疫等関係法令違反の取締り

警察本部長等は、口蹄疫等の道内発生時において、家畜等の移動制限違反など口蹄疫等関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。 [ 生活経済課 ]

エ 混乱に乗じた犯罪の取締り

警察本部長等は、混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。 [ 関係各課 ]

オ 海空港管理者等との連携

警察本部長等は、海空港において関係機関が実施する防疫措置が円滑に行われるよう、海空港等関係機関に対し、自主警備の強化、事故防止に関する要請等を行い、必要に応じて警戒等を実施するものとする。 [ 地域企画課・警備課 ]

4 機動隊等の運用

警察本部長等は、口蹄疫等が道内で広範囲に発生するなど、防疫措置実施地域における警戒活動に当たり、機動隊及び警備隊を運用する必要があると認められる場合には、活動計画等を策定して、当該活動に当たらせるものとする。 [ 警備課 ]

5 装備資機材の活用

警察本部長等は、口蹄疫等の発生状況により知事部局からの防疫資機材の支給が困難となった場合等は、新型インフルエンザ用の装備資機材を活用し、警戒活動等に当たらせるほか、消毒液、消毒マット、仮設シャワー等の必要な防疫資機材の調達に努めるものとする。 [ 装備課・警備課 ]

6 警察官に対する防疫措置の実施

警察本部長等は、所属職員が口蹄疫等の発生地域において活動する場合は、警察官が感染媒体とならないよう、警察装備の消毒等必要な措置をとらせるものとする。

[ 警備課 ]

## 7 隣接警察署等の措置

発生地に隣接する警察署は、制限区域が管轄区域に及んだ場合には、速やかに対処体制を確立し、管轄区域内の消毒ポイントにおいて支援活動を実施するものとする。

また、発生地に隣接しない警察署についても、口蹄疫等のウイルスが持ち込まれ、突発的に感染被害が発生する可能性もあることから、関係機関との連携を強化するものとする。 [ 警備課 ]

## 第6 事態終息後における措置

警察本部長等は、口蹄疫等が終息した場合は、再度の発生に備え、第4に定める措置を講ずるものとする。

別表省略